

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第21期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
【会社名】	株式会社DNAチップ研究所
【英訳名】	DNA Chip Research Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 的 場 亮
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目15番1号
【電話番号】	03-5777-1700
【事務連絡者氏名】	取締役 佐 藤 慶 治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目15番1号
【電話番号】	03-5777-1700
【事務連絡者氏名】	取締役 佐 藤 慶 治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(千円)	284,156	324,646	362,843	360,807	361,713
経常損失	(千円)	178,351	151,226	126,632	103,314	128,317
当期純損失	(千円)	203,065	211,909	127,579	104,878	128,091
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	1,400,024	1,400,024	1,400,024	416,219	416,219
発行済株式総数	(株)	4,237,700	4,237,700	4,237,700	5,089,700	5,089,700
純資産額	(千円)	630,328	418,392	295,171	769,134	653,334
総資産額	(千円)	681,621	483,081	394,421	864,740	743,397
1株当たり純資産額	(円)	133.81	83.79	53.69	148.36	123.19
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純損失	(円)	47.92	50.01	30.11	23.42	25.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	83.19	73.51	57.68	87.32	84.34
自己資本利益率	(%)	30.37	45.96	43.80	21.35	18.54
株価収益率	(倍)					
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	216,536	135,401	102,930	89,524	259,018
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	75,403	8,327	29,657	37,348	95,169
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)		25	2,189	564,445	1,442
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	498,968	355,213	220,436	658,009	302,379
従業員数	(名)	25	27	29	29	32
株主総利回り (比較指標：東証第二部)	(%) (%)	63.6 (93.4)	79.3 (127.9)	169.7 (153.8)	91.5 (144.5)	53.6 (111.4)
最高株価	(円)	967	899	1,764	1,432	935
最低株価	(円)	385	465	555	551	377

(注) 1 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

- 4 第17期、第18期、第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株主が存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 5 第20期において、新株予約権の行使により852,000株の新株発行を行っております。
- 6 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2 【沿革】

当社名誉所長である松原謙一は、長年遺伝子関連の先端研究を行っており、この研究活動の成果を事業化するとともに、高い技術を保持し、かつグローバルな視点からの競争力のある技術を絶えず開発していくことでわが国のバイオ産業の発展に貢献するため、この目的に賛同されたライフサイエンス分野で活躍されている方々の出資、協力を受け、1999年4月1日に当社を設立いたしました。

年月	経歴
1999年4月	株式会社ダイエヌエイチップ研究所を神奈川県横浜市保土ヶ谷区に設立(資本金2,200万円)、DNAチップの研究を開始
1999年4月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現「株式会社日立製作所」と共同研究開始
1999年8月	国産第一号となる汎用DNAチップ「Yeast Chip ver 1.0」を販売開始
2001年12月	横浜市鶴見区(「横浜サイエンスフロンティア」地区)に本社移転、集約化
2002年9月	Ace Gene「Human Oligo Chip 30k」を販売開始
2002年11月	商号を「株式会社DNAチップ研究所」に変更
2003年6月	普通株式1株を2株に分割(分割により増加した株式数:普通株式6,300株)
2003年6月	Ace Gene「Mouse Oligo Chip 30K」を販売開始
2004年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式上場
2004年6月	「Ace Gene 30K on One Chip version」を販売開始
2004年9月	「Hyper Gene Rat cDNA Chip」を販売開始
2005年5月	普通株式1株を2株に分割(分割により増加した株式数:普通株式13,600株)
2005年11月	新規なアミノ化試薬を開発し、シグマアルドリッチジャパン株式会社とライセンス契約を締結
2006年4月	「Ace Gene Premium Human」を販売開始
2006年5月	「Probe Bank」を搭載した「3D-Gene」(酵母全遺伝子型チップ)を販売開始
2006年6月	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行
2006年11月	米国Agilent Technologies Inc.とDNAマイクロアレイ事業で戦略的提携
2006年12月	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全額株式への転換完了
2007年5月	「ConPath Chip」及び「ConPath Navigator」を開発し、新たな受託解析事業を開始
2007年8月	学校教育向け遺伝子解析教材「ハイブリ先生」を販売開始
2007年11月	「Probe Bank」が「第24回神奈川工業技術開発大賞」奨励賞を受賞
2008年3月	ヒュービットジェノミクス株式会社からゲノム解析事業を移管
2008年3月	RNAチェックによるリウマチ抗体医薬の薬効診断臨床実験を開始
2008年3月	「MammaPrint」による乳癌予後予測検査サービス事業の開始
2009年4月	プライバシーマーク付与認定
2010年7月	竹田理化工業株式会社、米国WaferGeneBiosystems, Inc.と戦略的提携 次世代型超高速超高感度リアルタイムPCR装置(「SmartChip」)の国内独占販売、受託サービスを開始
2011年1月	株式会社理研ジェネシスと遺伝子解析サービスで業務提携
2011年3月	臨床研究遺伝子発現データベース「iCIS-crdb」の製品発表、販売開始
2011年4月	臨床現場向け関節リウマチ問診システム「iRIS」の製品発表、販売開始
2011年12月	「T BONE EX KIT」硬組織(歯牙・骨)用DNA抽出キットの製品発表、販売開始
2013年10月	普通株式1株を100株に分割(分割により増加した株式:普通株式3,355,803株)及び単元株制度(単元株式数:100株)の採用
2013年10月	米国 Agilent Technologies Inc.と次世代シーケンス解析事業で戦略的提携
2014年8月	株式上場市場を東京証券取引所市場第二部へ変更
2014年11月	株式会社エンプラスと資本業務提携契約を締結
2015年11月	東京都港区に研究施設及び事務所を移転
2017年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行

3 【事業の内容】

当社は、DNAチップ（マイクロアレイ）・次世代シーケンス等の遺伝子解析受託並びに関連技術開発を行う「研究受託事業」と、「EGFRリキッド（EGFR-NGS Checkから名称変更しました。以下同じ。）」を中心に医療関連機関等に診断関連検査の販売を行う「診断事業」を主な事業の内容としております。

過去3期間における事業別売上高推移は次の表のとおりであります。

セグメントの名称	2018年3月期		2019年3月期		2020年3月期	
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)
研究受託事業	318,454	87.8	315,062	87.3	286,139	79.1
診断事業	44,388	12.2	45,745	12.7	75,573	20.9
合計	362,843	100.0	360,807	100.0	361,713	100.0

(注) 1 数量については、その内容が多岐にわたるため記載を省略しております。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(1) 研究受託事業

研究受託事業におきましては、大学や公的研究機関、製薬会社等の企業を主要な顧客としてマイクロアレイ、次世代シーケンス実験解析等を行っております。

国家プロジェクトや独自の研究開発などの経験から得られたノウハウを活用し、新規サービスメニューの拡充を図っております。

また、これらの経験に基づき、顧客の目的に合わせた実験デザインの提案、データ解析及びサポートの対応に注力しております。

研究受託事業の主なサービスには、マイクロアレイ受託解析サービス、次世代シーケンス受託解析サービス及びその他遺伝子解析サービスがあり、次のような種類があります。

マイクロアレイ受託解析サービス

マイクロアレイ受託解析サービスでは大学や公的研究機関、製薬会社等の顧客に積極的な提案型営業を行うとともに、きめ細かなフォローを推進しております。また、新規サービスメニューの拡充を図っております。主要なサービスは以下のとおりです。

・遺伝子発現解析サービス

ヒト・マウス・ラットなどのRNAサンプルから、遺伝子発現量を測定し、発現差のある遺伝子の抽出などの解析を行い、データを理解し易いように加工します。

・miRNA発現解析サービス

ヒト・マウス・ラットなどのRNAサンプルから、miRNA発現量を測定し、発現差のあるmiRNAの抽出などの解析を行い、データを理解し易いように加工します。

・ゲノム構造解析サービス

CGH (Comparative Genomic Hybridization) 解析 / CNV (Copy Number Variation) 解析
DNAの微細な領域の構造（欠損、重複、コピー数変化等）を捉えます。また、CNV領域の変化を検出します。

次世代シーケンス受託解析サービス

次世代シーケンサーにより、DNAやRNAを網羅的に解読することで、遺伝子の変異や細胞中の遺伝子の量を測定することができます。当該サービスにおきましては、データ解析とサポートに力をいれております。主要なサービスは以下のとおりです。

・エクソーム解析サービス

遺伝子のある領域のみを濃縮して解析することにより、効率的に遺伝子上の変異を検出します。希少疾患の原因やがんの原因となる遺伝子を網羅的に探索することができます。

- ・エピジェネティクス解析
遺伝子の転写調節にかかるゲノム領域の探索を網羅的に行います。
- ・RNA - Seq
細胞の中のmRNAやmiRNAを含むSmallRNAの配列を解読して、遺伝子の発現量の測定を行います。
- ・16S rRNA解析
糞便・唾液・皮膚等のサンプルから次世代シーケンサーを用いて、ヒト腸内や環境中に含まれる細菌叢の同定を行います。

その他遺伝子解析サービス

次世代シーケンスと並び注目を集める遺伝子解析サービスとして、「デジタルPCR受託サービス」や「C3チェックサービス」があります。

- ・C3チェックサービス CGH
癌関連遺伝子領域に適したカスタムアレイCGH解析により、培養工程におけるゲノムコピー数異常を高精度に検出し、再生医療用細胞の品質評価を実施します。
- ・デジタルPCR受託解析サービス
低濃度のサンプルを使って、高い精度で検量線を作成せずに絶対定量を行うことができ、わずかなコピー数の差の違いを検出することができます。遺伝子の変異解析等に利用されます。

(2) 診断事業

診断事業は、当社が培ってきた遺伝子解析技術を活用して、社会のニーズである「個別化医療」や「未病社会」に対応した以下の検査を社会に広めることを目的とした事業で、医療関連機関や研究機関、企業等を主要な対象顧客としております。診断事業の主なメニューは「EGFRリキッド」であります。

「EGFRリキッド」

当社のEGFRリキッドは、がん患者を対象とした低侵襲性(患者さんに特別な負荷を与えることなく採血するだけ)のコンパニオン診断として、イレッサに代表されるEGFRチロシンキナーゼ阻害剤に対するの感受性の状況を血中腫瘍DNAを用いて調べるものです。

これまでの遺伝子検査は、肺生検や手術などにより生体組織や臓器の一部を採取し、DNA検査を行うことにより実施していますが、患者さんの身体への負担が大きいため好ましくありません。代替する手法として血液により検査するのが本検査です。

年間11万人といわれている新規肺がん患者の中で、本検査の対象は6万人とされる腺がん患者のうち半数の約3万人を対象としたものとなります。

本検査は地方独立行政法人 大阪府立病院機構の研究成果をもとに、当社と同機構が共同開発しました。

(3) 研究開発

次世代シーケンサーを使用したがん診断技術に関する研究開発

EGFRリキッドの技術をさらに改良した、NOIR-SS技術(分子バーコード技術を用いて高感度かつ正確な分子数測定が可能となる超低頻度変異DNAの検出技術)の研究開発に取り組んでおります。これは、複数の遺伝子を、高い精度で変異検査ができる技術です。

この技術の活用範囲として、リキッドバイオプシー(内視鏡や針を使って腫瘍組織を採取する方法に代えて、血液などの体液サンプルを使用する方法)による低侵襲的遺伝子検査、クリニカルシーケンスによる個別化医療、血液からのがん再発の早期発見、免疫チェックポイント阻害剤の効果判定などが期待されております。

また、肺がんの診断において重要な複数の遺伝子の変異、遺伝子融合を同時に解析することが可能となる遺伝子パネル(肺がんコンパクトパネル)の研究開発を進めております。

この研究は、国立大学法人 奈良先端科学技術大学及び地方独立行政法人 大阪府立病院機構と共同で進めております。

RNAチェックの研究開発

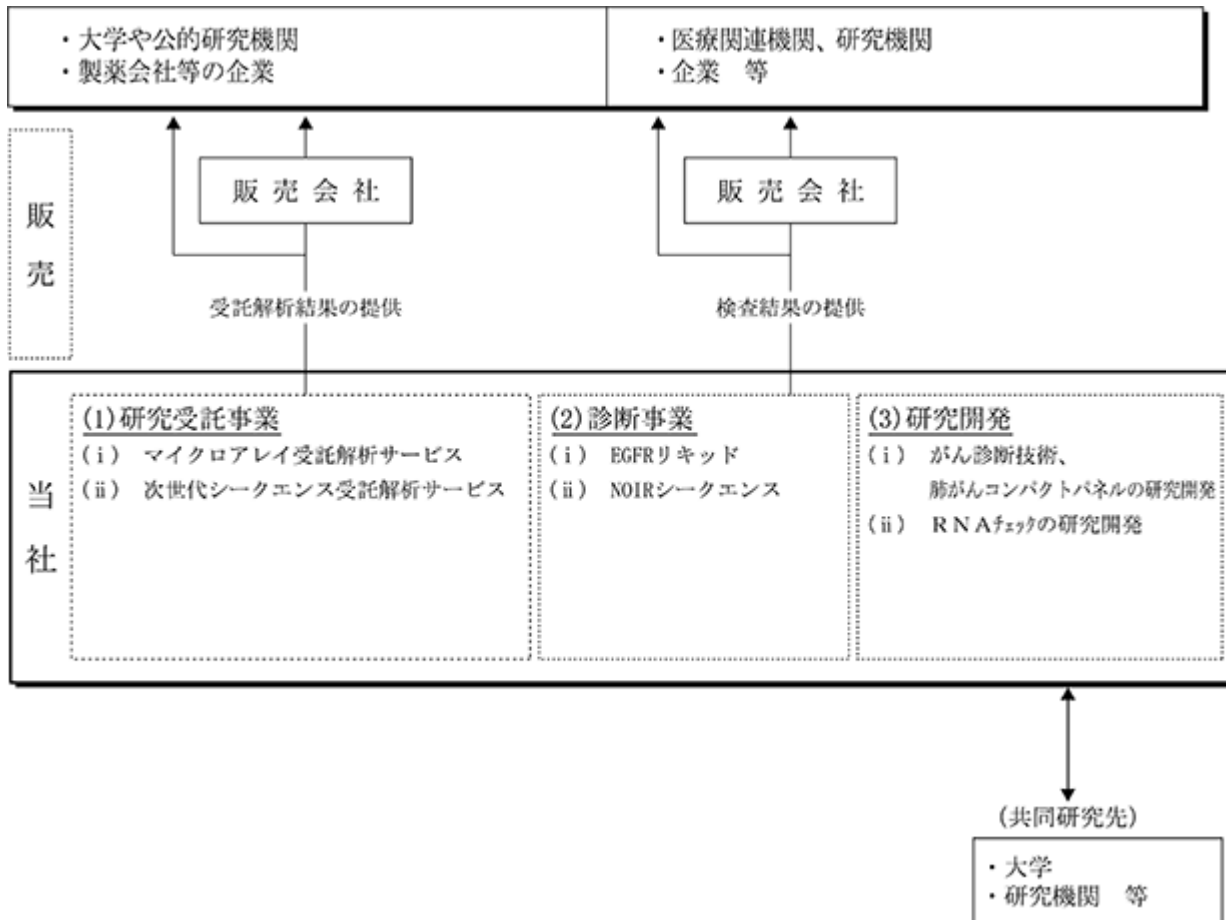
大学・研究機関との共同研究等により、将来の診断・創薬に役立つ遺伝子の働きを検査する新しい方法を開発しています。その方法は、「RNAチェック」(遺伝子発現検査)と呼び、遺伝子の「変異」を調べるDNA検査(遺伝子検査)とは別の検査方法で、遺伝子の種類と量を調べる検査です。その検査対象は、人、動物、植物、微生物、細菌(ウイルス)など生物の血液・組織等の検体であり、現在、このRNAチェックに基づいた次の研究開発を進めております。

主なものとしては、学校法人慶應義塾大学、学校法人埼玉医科大学及び学校法人北里大学との共同による抗リウマチ薬の効果予測についての研究や、国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センターとの共同によるうつ病の早期発見を目的としたバイオマーカー研究などを進めています。これらの共同研究を通して、将来の

診断・創薬に役立つRNAチェック技術の実用化に向けた研究を進めております。

なお、研究開発活動の詳細につきましては、第一部 企業状況 第2事業の状況 5 研究開発活動をご参照ください。

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
32	43.0	7.3	4,841

セグメントの名称	従業員数(名)
研究受託事業	14
診断事業	7
全社(共通)	11
合計	32

- (注) 1 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 全社(共通)は、研究部門、薬事部門及び総務・経理等管理部門の従業員であります。
 4 前事業年度末に比べ従業員が3名増加しております。主な理由は、産休による従業員の休職に伴う人員の補充によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合の結成はありませんが、必要の都度従業員代表と意見交換を行っております。その結果、労使関係は相互信頼のもと安定的に維持されております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の事業分野でありますライフサイエンス分野は、近年、ヒトiPS細胞関連の臨床試験が盛んに行われており、再生医療の実用化が本格化してきました。また、再生医療分野に異業種を含めた様々な業者が参入するなど、再生医療の産業化が本格的なステージに入ってきました。今後再生医療分野の市場規模は大きく拡大することが予測されております。最新のがん治療におきましては、従来の三大治療である「手術（外科治療）」、「薬物治療（抗がん剤治療）」、「放射線治療」に加えて、「免疫療法（体の中に侵入した異物を排除するために、生まれながらに備えている能力を高め、がんの治療を行う方法）」が注目されています。近年、免疫療法に用いる「免疫チェックポイント阻害剤」が医薬品として承認され、従来自由診療であった免疫療法による治療が一部保険診療可能となり、患者負担が少なく治療を受けることが可能となりました。

また、遺伝子解析技術の向上により、今後がん予防や治療に新たな展開が期待されております。

このような環境下において、当社は、経営方針を「開発力と事業化加速」と定め、研究受託事業の成長と、診断事業におけるEGFRリキッドのコンパニオン診断の事業化に取り組んでおります。現在、血液を用いて肺がんの遺伝子変異検査を行う、EGFRリキッドをコンパニオン診断として、2019年7月10日に厚生労働省へ承認申請を行いました。承認されれば医療現場での使用が可能となります。当社は、この薬事承認・公的医療保険適用による早期事業化を最優先事項として取り組んでおります。

そして、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、当社の第4四半期の役務提供が国内での新型コロナウイルス感染拡大前にほぼ完了していたため、現時点におけるその影響は僅少であります。

(1) EGFRリキッドの薬事承認、保険収載に向けた取組み

現在、当社の最重点課題は、EGFRリキッドの市場への普及であり、そのためには、薬事承認検査とすることが重要であると考えております。このため、この検査の薬事承認、保険収載に向けた取組みを最優先事項として実施してまいります。

(2) 診断メニューの拡充

当社の重点課題として、診断事業の拡充があります。診断サービス市場は、国内外で大きな伸びが期待されており、今後の当社事業の大きな柱と位置付けております。このため、EGFRリキッドに続く新規検査メニューの開発を積極的に行ない、診断メニューの拡充を推進してまいります。

(3) 人材の確保

大学、公的病院等と共同研究開発を進めていく上では、専門的知識と技術を有した人材の確保及び育成とその定着を図ることが重要であると認識しております。経験豊富な研究者の確保を進めておりますが、今後新規サービスメニュー等新たな研究開発を進めていく上で、さらなる優秀な研究者の確保が必要であり、この人材の確保に努めてまいります。

(4) 営業体制の強化

当社の営業部門は、人員もまだ少数であり、十分な体制を整えているとは言い難い状況にあります。診断事業への展開を考慮すると、提案型営業など技術部門とより密接に連携した受注活動が必要であり、営業要員の増員により、顧客ニーズの迅速な取り込みはもとより、顧客第一主義の徹底を図り、製販一体となった受注活動を推進してまいります。

(5) 特許対応

遺伝子関連事業においては、競合会社に対抗していくためには特許権その他の知的財産権の確保が非常に重要であると考えております。当社は、これまでDNAチップ開発のための基礎特許を中心に特許出願を行ってまいりましたが、今後は大学、公的病院等と共同研究開発を進めている診断関連コンテンツを中心に積極的に特許権として取得する方針です。このため、共同研究開発契約でも契約先と共同で特許出願を行う権利確保を標準としております。戦略特許に値するものについては、当社単独での出願も行う方針です。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針です。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 技術革新について

当社が属しているライフサイエンス関連市場分野は、技術革新が著しく新技術の研究開発が盛んに行われております。当社は、最新の技術を利用したサービス展開を主眼に研究開発を行っておりますが、技術革新により他社が同種のサービスを異なる技術を利用して開始し、異なる付加価値が追加された場合や、当社よりも大幅に安価なサービスが市場に提供された場合、期待どおりの収益をあげることができない可能性があります。

(2) 経営上の重要な契約等

当社は当事業年度末現在、「4. 経営上の重要な契約等」に示すとおりビジネス展開上重要と思われる契約を締結しております。契約先とは密接な関係があり、相互利益のもとに研究開発を推進していることから、当該契約の解消の可能性は低いと考えておりますが、契約が継続されない場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記契約等のうち、当社は2020年5月29日付けで㈱エンプラスとの資本業務提携契約を解消いたしました。

(3) 知的財産権について

特許について

当社が事業を営んでいるバイオ業界は技術革新が著しく、特許が非常に重要視されております。

当社が現在保有している特許は19件であります。これ以外に出願中のものが8件あります。しかしながら、現在出願している特許がすべて成立するとは限らず、他社特許に抵触した場合等、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社は他社特許に抵触するおそれがないよう細心の注意を払っております。

共同研究における特許の帰属について

当社と大学及びその他公的機関に属する研究者との間で実施する共同研究において、その成果となる知的財産権に関しては、共同研究開発契約により各々の権利の持分を定めております。今後、大学等の特許管理体制の方針転換が行われた場合、新たな費用発生が生じる可能性があります。当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法規制等について

当社は遺伝子検査サービスの展開や開発において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」や「個人情報の保護に関する法律」等の法規制に抵触しないよう進めておりますが、法規制の改正その他規制の強化などの制約を受けた場合、当該サービスの開始の遅れや新たな費用発生など、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社は法規制等に関する動向を注視し、遺伝子検査サービスの開発を行っております。

(5) 政府のバイオ関連政策について

大学及びその他公的機関からの研究受託は、当社の売上高の大きな部分を占めております。政府のバイオ関連政策の変更に伴い、大学及びその他公的機関の研究予算が削減された場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響については、現時点における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローへの影響は僅少であります。今後のコロナウイルスの収束状況によっては売上の計上時期がずれ込む可能性があります。

(6) 小規模組織であることについて

当社は当事業年度末現在で、従業員32名の小規模組織であります。当社は、業務遂行体制の充実に努めてまいりますが、小規模組織であり、限りある人的資源に依存しているために、社員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が社外流出した場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

(7) 提出会社が将来にわたって活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況といたしまして、2006年3月期より、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。当事業年度におきましても営業損失123百万円、経常損失128百万円、当期純損失128百万円、営業キャッシュ・フロー259百万円を計上しております。

(8) 提出企業が将来にわたって活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象を解消し、又は改善するための対応策

「(7) 提出企業が将来にわたって活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」の記載に基づき、中期事業計画におきまして、研究受託事業では、次世代シーケンス解析ビジネスの拡大等により持続的成長・収益化を、また、診断事業では肺がんコンパニオン診断の薬事承認をめざしてまいります。

その中で次事業年度は以下の施策に取組み、4億円の売上確保をめざしてまいります。

研究受託事業

・提案型研究受託の営業強化

研究受託事業におきましては、提案型研究受託の営業強化を図り、従来の大学・研究所中心のビジネスに加え、製薬会社、食品会社等の企業向けビジネスの拡大を図ってまいります。

・大型案件の受注の確保

大型案件の受注を確実に確保し、売上の拡大を図ってまいります。

・外部との連携強化

他社との販売連携を実施し、受注件数を拡大してまいります。

・新サービスメニュー開発によるメニューの差別化

お客様の要望の高い新サービスメニューを開発し、他社との差別化を図り受注の拡大を図ってまいります。

診断事業

・「EGFRリキッド」の薬事承認・公的医療保険適用による事業化

診断事業におきましては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して「EGFRリキッド」の薬事申請を行っております。

・次世代シーケンサーを使用した肺がんコンパクトパネル検査の開発

今後は、「EGFRリキッド」に続く次世代シーケンサーを使用した新たな肺がんコンパクトパネル検査の開発を進めてまいります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う内需の減少がみられたうえに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による需要の減少や、中国での生産停止が長引きサプライチェーン（部品供給網）が寸断されたことで、輸出企業を中心に景況感は悪化しております。

さらに、訪日外国人客の急減に加え、各種イベントの休止や外出自粛による需要の低迷もあり、新型コロナが終息するまでは、景気の厳しい状況が続くものと思われまます。

一方当社が属するヘルスケア分野は、高齢化や健康・医療ニーズの多様化を背景に需要期待が高まっております。政府も成長戦略の一つと位置付けており、ヘルスケア産業の活性化は今後も引き続き見込まれております。

さらに、がんゲノム医療時代の幕開けと言える話題として、昨年6月に患者のがん細胞の遺伝子変異を調べて、最適な薬を選ぶ「がんゲノム医療」の遺伝子検査システムに公的医療保険が適用になりました。対象になるのは、原発不明がん、標準治療を終えたがんや希少がんの患者で、これまでは限られた医療機関において、自費で高額のコストをかけ、わずかな可能性にかけて検査を受け、使える薬を探っていたものが、公的医療保険を利用して全国の医療機関で広く検査を受けられるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響について、当社の第4四半期の役務提供が国内での新型コロナウイルス感染症拡大前にほぼ完了していたため、現時点におけるその影響は僅少であると考えております。

このような状況下において、当事業年度の経営成績は、昨年度に比べ診断事業の売上高は増加しましたが、研究受託事業の売上高が減少したことにより、売上高は361百万円（前年同期比100.3%）となりました。利益面では、営

業損失123百万円（前年同期99百万円）、経常損失128百万円（前年同期103百万円）、当期純損失128百万円（前年同期104百万円）となりました。

財政状態におきましては、当事業年度末における総資産の残高は、前事業年度末に比べ121百万円減少し743百万円となりました。

また、キャッシュ・フローの状況におきましては、当事業年度末における現金及び現金同等物の期末残高は前事業年度末に比べ355百万円減少し302百万円となりました。

経営成績の状況

当事業年度における経営成績の状況は以下のとおりであります。

（売上高）

当事業年度の売上高は、361百万円（前年同期比100.3%）となりました。セグメント別の状況以下のとおりです。

・研究受託事業

研究受託事業におきましては、主な事業として受託解析サービスを行っております。大学や公的研究機関、製薬会社等の企業を主要な顧客として、遺伝子関連解析のサービスや解析結果の統計処理のサービスを提供しております。主なサービスは、マイクロアレイ受託解析サービスと次世代シーケンス受託解析サービスがあります。共に大学や公的研究機関、製薬会社等の企業に対し積極的な提案型営業を行うとともに、きめ細かなフォローを推進しております。また各種受託解析の実績から顧客の目的に合わせた実験デザインの提案、データ解析及びサポートに力を入れると共に、顧客ニーズに合わせた新規サービスメニューの拡充を図っております。

次世代シーケンスと並び注目を集める遺伝子解析として「デジタルPCR受託サービス」や独自の「再生医療研究分野に向けた間葉系幹細胞の品質評価解析サービス（C3チェックサービス）」等新規サービスを展開しております。

いずれのサービスにつきましても、他社との差別化を意識し、クオリティの高い内容をお客様に提供すべく取り組んでおります。

しかしながら、マイクロアレイ受託解析サービスから次世代シーケンス受託解析サービスに顧客のニーズが移る過渡期にマイクロアレイ受託解析サービスの売上の落ち込みが見られたこと、また国等からの研究受託が減少したことにより、当事業年度の研究受託事業の売上高は286百万円（前年同期比90.8%）となりました。

・診断事業

診断事業におきましては、血液を用いて肺がんの遺伝子変異を検査する、EGFRリキッドの市場への普及を当社の最優先事項として取り組んでおります。現在この検査の薬事承認、保険収載を目指した活動を行っております。この検査は、低侵襲的な血液遺伝子検査により、血中に微量に存在する血中腫瘍DNA上のEGFR変異を次世代シーケンス法により高感度に検出するリキッドバイオプシー検査です。肺がん組織の生検（気管支鏡検査、CTガイド化生検）は、侵襲性が高く患者さんへの負担も大きいことから、リキッドバイオプシー検査への期待が高まっています。EGFRリキッドに加え、その改良版としてのNOIR-SS技術（分子バーコード技術を用いて高感度かつ正確な分子数測定が可能となる超低頻度変異DNAの検出技術）により、高感度に複数遺伝子を一括解析可能なリキッドバイオプシー遺伝子パネル検査サービスも提供しております。また、リキッドバイオプシー検査に続いて、肺がん組織検査に特化した高感度な一括遺伝子検査パネル（仮称：肺がんコンパクトパネル）を開発中です。コンパクトパネルは、EGFR BRAF ALK ROS1 MET の5つのコンパニオン診断可能な遺伝子と近い将来分子標的治療薬の上市が予定されているいくつかのターゲット遺伝子が対象です。薬事申請に向けて開発を進めております。

その他の検査メニューとして、遺伝子解析を用いた関節リウマチの薬剤効果予測検査、うつ病の診断技術の開発も積極的に進めております。

また、EGFRリキッド及びNOIR-SSシーケンスをはじめとしたリキッドバイオプシー解析の独自技術の強みを活かし、研究用途としての検査サービスを製薬企業の治験付随研究・病院等向けに提供しております。

当事業年度の診断事業の売上高は、75百万円（前年同期比165.2%）となりました。なかでも、EGFRリキッドやNOIR-SSシーケンスサービスの大幅な売上増（前年同期188.5%）を達成しております。

（売上原価、販売費及び一般管理費）

売上原価は、前事業年度260百万円から11百万円増加し272百万円、販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ13百万円増加して213百万円となりました。

（営業損失）

前事業年度は営業損失99百万円であったのに対し、当事業年度は営業損失123百万円と営業損失額は23百万円増加いたしました。

(営業外収益)

営業外収益は前事業年度は受取賃借料など1百万円ありましたが、当事業年度は0百万円となりました。

(営業外費用)

営業外費用は前事業年度は株式交付費など4百万円ありましたが、当事業年度は新株予約権発行費など5百万円ありましたが、

(経常損失)

前事業年度は経常損失103百万円であったのに対し、当事業年度の経常損失は128百万円となりました。

(特別利益)

前事業年度、当事業年度とも、固定資産売却益が0百万円ありましたが、

(特別損失)

前事業年度では、特別退職金などが1百万円ありましたが、当事業年度はありませんでした。

(当期純損失)

前事業年度は当期純損失104百万円であったのに対し、当事業年度は、当期純損失128百万円となりました。

なお、当事業年度の経営成績をふまえて、次事業年度におきましては以下の取組みを実施し、4億円の売上確保を目指してまいります。

研究受託事業

- ・提案型研究受託の営業強化
- ・大型案件の受注の確保
- ・外部との連携強化
- ・新サービスメニュー開発によるメニューの差別化

診断事業

- ・「EGFRリキッド」の薬事承認・公的医療保険適用による事業化
- ・次世代シーケンサーを使用した肺がんコンパクトパネル検査の開発

取組みの詳細は、下記「(3) 提出企業が将来にわたって活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象を解消し、又は改善するための対応策」をご参照ください。

財政状態

当事業年度末における総資産の残高は、前事業年度末に比べ121百万円減少し743百万円となりました。当事業年度における各項目の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は531百万円であり、前事業年度末に比べ278百万円減少しております。現金及び預金が355百万円減少した一方、売掛金が26百万円、前払費用が46百万円、それぞれ増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は211百万円であり、前事業年度末に比べ157百万円増加しております。敷金が41百万円、長期前払費用が77百万円、それぞれ増加するなど投資その他の資産が119百万円、自己使用目的のソフトウェア制作により無形固定資産が28百万円、研究用機器(工具、器具及び備品)の取得等により有形固定資産が27百万円それぞれ増加した一方、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費の計上により18百万円減少したことなどによります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は82百万円であり、前事業年度末に比べ6百万円減少しております。未払消費税等が4百万円、未払法人税等が2百万円それぞれ減少したことなどが主な要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は7百万円であり、前事業年度末に比べ増加はしておりますが、その増加額は軽微なものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は653百万円であり、前事業年度末に比べ115百万円減少しております。当期純損失128百万円の計上により純資産が減少した一方、新株予約権が12百万円増加したことによります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の期末残高は前事業年度末に比べ355百万円減少し302百万円となりました。その主な要因は、税引前当期純損失による減少127百万円のほか、前払費用の増加124百万円、有形・無形固定資産の取得による支出52百万円などによります。

当事業年度におきましては、全額自己資金でまかなっております。

当事業年度における各項目の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローでは、前事業年度は89百万円の支出となつたのに対し、当事業年度は259百万円の支出となりました。主な支出は、税引前当期純損失127百万円のほか、研究施設及び事務所の2020年1月から2022年12月までの賃借料(3年分)の前払いなどによる前払費用の増加124百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローでは、前事業年度37百万円の支出に対し、当事業年度は95百万円の支出となりました。主な支出は、研究施設及び事務所の敷金の差入による支出42百万円や有形固定資産の取得による支出27百万円、無形固定資産の取得による支出25百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローでは、前事業年度564百万円の収入に対し、当事業年度は1百万円の支出となりました。前事業年度は、新株予約権の行使による株式の発行による収入565百万円などがありましたが、当事業年度は新株予約権の発行による支出1百万円がありました。

なお、今後診断メニュー開発を加速させるため、開発費用の増加が見込まれます。これに伴う資金の支出が見込まれ、資金調達を必要と認識しております。こうした資金需要に対応するため、当事業年度において、第三者割当による新株予約権の発行を行っております。

重要な会計上の見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成に当たって適用された、重要な会計上の見積りには、貸倒引当金及び資産除去債務の計上がありますが、第5 経理の状況において注記事項に記載している方法により適切に計上しております。貸倒引当金については、当社の売上先は大学や公的研究機関、製薬会社等であり貸倒れのリスクが低く、これまでも貸し倒れたことがないことから、計上額はゼロとなっております。また、資産除去債務については、施工予定業者の見積額に基づいて、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。これらの見積りに不確実性はほとんどないと考えておりますが、経済情勢の著しい変動により、貸倒引当金及び資産除去債務の計上額は影響を受ける可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、今後感染拡大が抑制され収束に向かい経済活動が正常化されるまでに一定期間を要すると考えておりますが、当社は売上の大部分が第4 四半期に計上されることを見込んでいることから、会計上の見積りを行うにあたり、上述の想定を用いておりますが、現時点において財務諸表に影響を与える事項は認識しておりません。

(2) 生産、受注及び販売の状況

生産実績

当事業年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
研究受託事業	281,595	90.7
診断事業	72,113	188.4
合計	353,709	101.4

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 診断事業は売上高が前年同期比165.2%となりました。それに伴い生産高も前年同期比188.4%と大きく増加しました。

仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
研究受託事業	102,607	87.9
診断事業	22,132	112.2
合計	124,739	91.4

- (注) 1 金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注実績

当事業年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
研究受託事業	264,114	80.2	13,838	38.6
診断事業(注3)	15,585	17.1		0
合計	279,700	66.5	13,838	14.4

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 前事業年度では診断事業で大型案件の受注がありましたが、当事業年度はなかったため、受注高では前年同期比17.1%、受注残高では前年同期比0%と大きく減少しました。

販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
研究受託事業	286,139	90.8
診断事業	75,753	165.2
合計	361,713	100.3

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター			51,442	14.2
田辺三菱製薬(株)	37,006	10.3	38,513	10.6
岩井化学薬品(株)			36,628	10.1

- 3 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター及び岩井化学薬品(株)の前事業年度については、販売高の割合が10%未満であったため記載しておりません。
 4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 資本業務提携契約

	契約締結先	契約名	契約内容
1	(株)エンプラス	資本業務提携契約	バイオ事業における業界ネットワークの補完 新商品開発の強化 海外インフラの活用

(注) 当社は2020年5月29日付で(株)エンプラスとの資本業務提携契約を解消いたしました。

(2) 当社が許諾を受けたライセンス契約

	契約締結先	契約名	契約内容
1	国立大学法人信州大学 大学	実施許諾契約	発明名称「生物由来の試料からDNAを採取する方法」、「生物由来試料からのDNA採取に用いられる複数の液」の非独占的実施権の許諾

(3) 当社が許諾を与えたライセンス契約

	契約締結先	契約名	契約内容
1	Sigma Aldrich Co.,LLC ChemGenes Corporation	LICENSE AGREEMENT	発明名称「オリゴヌクレオチドプローブ」の非独占的実施権の許諾
2	東京化成工業株式会社	実施許諾契約	「アミノキシ基を含有する反応性化合物」の非独占通常実施権の許諾

(4) 共同研究契約

	契約締結先	契約名	契約内容
1	学校法人慶應義塾大学 学校法人埼玉医科大学 学校法人北里大学	共同研究業務実施契約	末梢血によるリウマチ早期疾患シグニチャー解析法を用いてリウマチの遺伝子特性に着目した健診・検査用の診断法の研究を共同で実施することに関する契約
2	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	共同研究契約	ストレス性神経疾患の血液遺伝子発現解析の研究を共同で行うことに関する契約
3	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合 研究所	共同研究契約	ミツバチ感染症簡易検査キットの作成を目的とした技術開発に関する契約
4	学校法人東海大学	共同研究契約	軟骨細胞シートの安全性・有効性を評価するためのゲノム解析と遺伝子発現解析に関する契約
5	国立大学法人 奈良先端科学技術大学院 大学	共同研究契約	血中腫瘍DNA中の希少変異検出技術を確立することを目的とした契約
6	株式会社リコー	共同研究契約	バイオマーカー候補の探索と検証、および核酸抽出・検出工程の自動化と遺伝子解析プロセス改良に関する検討実施に関する契約
7	国立大学法人 山梨大学	共同研究契約	迅速な薬剤感受性検査法の技術開発に関する契約
8	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	共同研究契約	次世代シーケンサーを用いた臨床検体の遺伝子変異解析技術の開発に関する契約
9	細胞工学研究所 株式会社シングルセルテ クノロジー	共同研究契約	ラビットB細胞シングルセル解析手法の開発

(5) 売買契約等

	契約締結先	契約名	契約内容
1	Agilent Technologies Japan,Ltd	LSCA CERTIFIED SERVICE PROVIDER AGREEMENT	米国アジレント社の正規なサービスプロバイダーとして、日本国内で受託解析を行うことができる契約
2	東レ株式会社	事業化基本契約	高感度DNAチップの開発、販売、受託解析、製造・供給等事業化の基本条件に関する契約
3	Agilent Technologies Japan,Ltd	CSD CERTIFIED SERVICE PROVIDER AGREEMENT	米国アジレント社の正規なサービスプロバイダーとして、日本国内で次世代シーケンス試薬を用いた受託解析を行うことができる契約

5 【研究開発活動】

当社の研究開発の目標は、主として診断に有用なコンテンツの開発を行うことであります。このために、関連技術を有する大学・研究機関及び企業等と手を組み共同研究や研究の受託を積極的に推進しております。

当事業年度に実施した研究開発活動は以下のとおりです。

(1)診断メニュー拡充のための取組み

次世代シーケンサーを使用したがん診断技術に関する研究開発

- ・次世代シーケンサーを使用した肺がんコンパクトパネル検査の開発
- ・NOIR-SS技術の研究開発
- ・Pan-cancer（多様ながん種）及び肺がん以外のがん種を対象とした遺伝子検査の開発

関節リウマチに関する研究

- ・関節リウマチの多剤効果予測に関する研究
- ・DNAチップを使用した検査に関する研究
- ・qPCRを使用した検査に関する研究
- ・関節リウマチ新規病態マーカーに関する研究

うつ病診断に関する研究

認知障害・アルツハイマー病診断に関する研究

(2)当事業年度に発表した論文

胃がんの遺伝子変異の評価

当社は、胃がんの遺伝子変異検出の評価について順天堂大学医学部附属静岡病院と共同研究を行ってきました。本研究では、がん患者から摘出した腫瘍組織について遺伝子変異解析を行い、予後との関連を明らかにしました。今回の研究は、胃がんの遺伝子解析技術と診断技術の向上に貢献するものと考えられます。

この研究成果は、2019年9月に「Detection of gene mutations in gastric cancer tissues using a commercial sequencing panel」という題名で科学雑誌「Molecular and Clinical Oncology」に掲載されました。

(3)当事業年度に取得・申請した特許

当事業年度に取得した特許

核酸分子数計測法（特許第6664575号）（米国登録番号10584331）

地方独立行政法人 大阪府立病院機構と共同で出願し、2020年2月（米国3月）に登録されました。

当事業年度に申請した特許

関節リウマチ治療薬の奏功を予測する方法及びそれに用いるバイオマーカー

慶應義塾大学、埼玉医科大学総合医療センターと共同で2019年12月に申請いたしました。

(5)現在進めている共同研究開発

第2事業の状況 4経営上の重要な契約等 (4)共同研究契約に記載のとおりであります。

なお、2020年3月期の研究開発費は51,317千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

設備投資の総額は、56百万円であります。その主たるものは、ソフトウェア仮勘定及び研究用機器（工具、器具及び備品）であります。

2 【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員 数 (名)	
			工具、器具 及び備品	建物	ソフトウ エア	ソフトウ エア仮勘 定	その他		合計
研究施設及び事務 所 (東京都港区)	研究受託事業、 診断事業及び全 社共通	研究開発用設備 及び備品等	17,074	7,331	0	63,872	481	88,760	32
合計			17,074	7,331	0	63,872	481	88,760	32

- (注) 1 現在休止中の設備はありません。
2 建物(研究施設及び事務所等)は賃借しており、年間賃借料(契約額)は40,499千円であります。
3 主要なリース設備はありません。
4 帳簿価額の「その他」は、「特許権」等であります。
5 帳簿価額は減損損失控除後の金額であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手予定 年月	完了予定 年月
			総額	既支払額			
研究施設	研究受託事業 及び診断事業	研究開発用設備	13,520		自己資金	2020年5月	2020年6月

(注) 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,080,000
計	10,080,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,089,700	5,789,700	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株でありま す。
計	5,089,700	5,789,700		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年10月31日	2018年12月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 30	当社従業員 31
新株予約権の数(個)	340 [335] (注) 1	375 [365] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式34,000 [33,500] (注) 1	普通株式37,500 [36,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株につき1,428(注) 2	1株につき758 (注) 2
新株予約権の行使期間	2019年11月1日～ 2021年10月31日	2020年12月1日～ 2022年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 1,926 資本組入額 963 (注) 3	発行価格 983 資本組入額 492 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	(注) 5	

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合に

は、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割、又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株式総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は広告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は広告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は広告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引日が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、以下、又はの各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格は、割当日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社会計規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査等委員である取締役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。ただし、当該権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収分割の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

() 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

() 再編成後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の条件

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第4回新株予約権

決議年月日	2020年2月19日
新株予約権の数(個)	7,000 [4,921]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式700,000 [492,100] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額759(注)4
新株予約権の行使期間	2020年3月9日～2022年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)4 資本組入額(注)7
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当先との間で締結している新株予約権買取契約において、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められている。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については前事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式700,000株、本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しません(ただし、割当株式数は調整されることがあります。)。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少します。

3. (1)当社が5.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、5.に記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

(2)前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

(3)調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る5.第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とします。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知します。ただし、5.第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行います。

4. 本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2020年2月18日)の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額(759円)としており、その後の行使価額も、行使請求の効力が発生する都度、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である456円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行

決議日直前取引日の当社普通株式の終値の60%に相当する金額で設定されております。

5. 行使価額の調整に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とします。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとします。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによります。

行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号に定義する。本項第(4)号を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用します。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用します。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用します。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用します。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとします。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類しの希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用します。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用します。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいいます。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとします。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとします。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とします。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとします(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとします。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行

使価額の調整を行います。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、本欄第2項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとします。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとします。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知します。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行います。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行います。
6. 本新株予約権1個当たりの払込金額は560円です。本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を仮定して評価を実施し、本新株予約権1個当たりの評価額は560円と算定されました。当社は、これを参考として本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額としております。
7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
8. 本新株予約権には、当社取締役会の決議により当社が残存する本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられています。
9. 当社の株券の売買について、割当先との間で特段の定めはありません。
10. 当社は、当社取締役会の包括委任決議により当社取締役会から委任を受けた代表取締役社長の決定により、割当先に対し、何度でも、本新株予約権を行使することができない期間を指定する旨の通知を行うことができます。なお、いずれの行使停止期間の開始日も、2020年3月9日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2022年2月8日以前の日とします。
11. 当社は、割当先との間で、本新株予約権買取契約において、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当先に行わせません。また、割当先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことに合意しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年9月30日 (注)1		4,237,700	1,300,024	100,000	1,184,995	127,579
2018年12月26日 (注)2	852,000	5,089,700	316,219	416,219	316,219	443,798

(注)1 減資によるものです。

2 新株予約権の行使によるものです。

3 2020年4月1日～2020年6月10日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が700,000株、資本金が226百万円及び資本準備金が226百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		2	23	35	18	9	4,793	4,880	
所有株式数 (単元)		155	2,925	9,768	1,286	83	36,665	50,882	1,500
所有株式数 の割合(%)		0.30	5.75	19.20	2.53	0.16	72.06	100.0	

(注)自己株式94株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)エンプラス	埼玉県川口市並木二丁目30 - 1	848,000	16.66
藤井 衛	兵庫県尼崎市	170,000	3.34
(株)SBI証券	東京都港区六本木一丁目6 - 1	120,638	2.37
枝松 七郎	兵庫県神戸市長田区	84,400	1.66
小橋 一太	宮崎県日向市	81,000	1.59
森 淳彦	兵庫県神戸市垂水区	79,000	1.55
藤尾 晋作	兵庫県三田市	69,000	1.36
楽天証券(株)	東京都世田谷区玉川一丁目14 - 1	50,300	0.99
戸島 和博	兵庫県西宮市	47,400	0.93
J.P. Morgan Securities plc (常任代理人 JPモルガン証券 (株))	25 Bank Street Canary Wharf London UK (東京都千代田区丸の内二丁目7番3号)	43,200	0.85
計		1,592,938	31.30

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,088,200	50,882	
単元未満株式	普通株式 1,500		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,089,700		
総株主の議決権		50,882	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式が94株含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	94		137	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

パイオ産業は、市場の拡大や技術革新が急速に進展しており、市場競争力を強化し、収益の向上を図っていくためには、研究開発費、設備投資等積極的先行投資の継続が不可欠であります。

この前提に基づき、当社はこれまで利益配当は実施せずに内部留保とし、経営体質の強化と将来の事業展開に備えてまいりました。一方、株主への利益還元も重要な経営課題と認識しており、中期的な事業計画に基づいた投資を実行するための内部資金の確保と財務状況、そして利益水準を総合的に勘案し、利益配当を検討してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本の方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であり、期末配当の基準日を毎年3月31日とする旨、さらに上記のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

また、中間配当につきましては、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当期純損失を計上することとなり、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

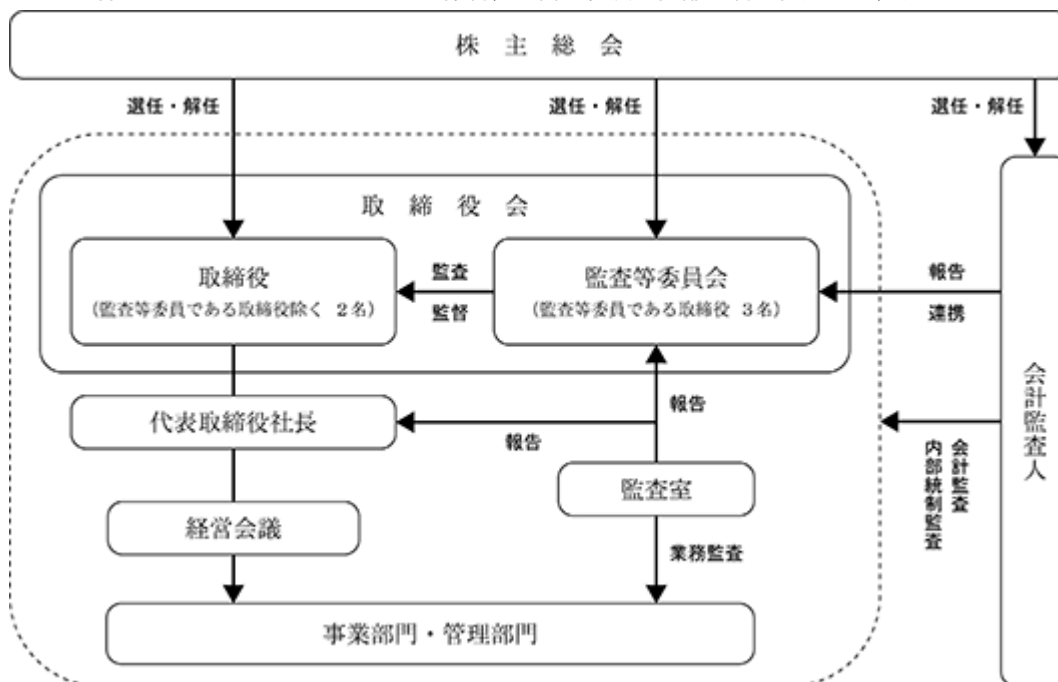
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

企業統治の体制

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識しており、当社役員及び社員の行動規範として「DNAチップ研究所企業行動基準」を制定して、公正かつ透明な企業行動に徹することを基本理念としており、法と正しい企業倫理に基づく行動、経営及び技術情報の管理体制の確立等について徹底を図っております。

また、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を目的とし、2017年6月21日の第18回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付にて監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社のコーポレート・ガバナンス体制、経営監視及び内部統制の仕組みは、次のとおりです。



コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの実施状況

当社は、監査等委員会設置会社であります。複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役が取締役会の議決権を有し、また過半数の社外取締役で構成される独立性の高い監査等委員会が会計監査人と内部監査部門と適切に連携して監査を行い、業務の適正性及び内部統制の実効性を確保することで、経営に対する監査・監督機能の更なる強化を図り、中長期的な企業価値の向上を実現するための機関設計として本体制を採用しております。

イ．取締役会

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名、監査等委員である取締役3名(全て社外取締役)で構成され、会社の経営方針、経営戦略及び重要な意思決定並びに業務執行の監督を行なっており、定期的を開催しております。

ロ．監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、全て社外取締役であります。監査等委員会は、定期的で開催し、各監査等委員である取締役は各年度に策定する監査計画に従い、取締役会その他重要な会議（その他重要な会議はオブザーバーとして）に出席し、経営全般に関して客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、取締役の業務執行を監査・監督いたします。

ハ．経営会議

取締役会とは別に個別経営課題の協議の場として、社長、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、事業部門長により構成する経営会議を原則月1回開催しております。経営会議では、経営計画、業績の進捗状況、組織体制、財務状況、営業状況等の実務的な検討が行われ、迅速な経営の意思決定に寄与しております。

． 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において内部統制システム基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めているとともに、内部統制に関連する組織の部門長からなる内部統制委員会を構成し、内部統制に関する評価項目の審議・検討、整備状況の評価及び運用状況の評価等を実施しております。

また、コンプライアンス上問題があると思われる行為を発見したときに通報できる内部通報制度を設置し、法令・規則等に反する行為の発見や是正を行うこととしております。

． リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理規則を定め、同規則に従ったリスク管理体制を整備しております。

不測の事態が発生した場合、迅速かつ的確な対応を図ることにより、損失の拡大を防止する体制としております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

当社は、中間配当について、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

取締役の定数

当社の取締役は（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、決議を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

取締役及び監査役であった者の責任免除

当社は、取締役及び監査役であった者の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に有能な人材を迎えられるようにするとともに期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものです。

当社と社外取締役（社外取締役であった者を含む。）及び社外監査役であった者は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(2) 【役員の状況】

男性5名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	的 場 亮	1965年 3月12日	1993年 4月 財団法人地球環境産業技術研究 機構本部研究員 1997年 4月 国立奈良先端科学技術大学院大 学教員 2002年 4月 米国国立衛生研究所 Research Scientist 2006年 4月 当社入社 研究開発部長 2007年 6月 取締役研究開発部長 2010年 4月 取締役事業開発本部長 2010年 6月 代表取締役社長兼事業本部長 2012年 6月 代表取締役社長(現任)	(注) 2	5,000
取締役	佐藤 慶治	1978年 7月15日	2004年 4月 産業技術総合研究所生物情報解 析研究センター総合データベー ス解析チームアナテータとして 就任 2009年 4月 千葉大学大学院薬学研究院微生 物薬品化学研究室助教 2015年 5月 当社事業開発本部研究開発部入 社 2018年 4月 新事業開発部マネージャー 2019年 4月 新事業開発部部长 2019年 6月 当社取締役(現任)	(注) 2	
取締役 (監査等委員)	山田 國夫	1953年 7月27日	1977年 4月 日立ソフトウェアエンジニアリ ング㈱入社 第 1 システム部配属 1991年 9月 同社公共システム事業部第 1 シ ステム部 2001年 3月 同社公共システム事業部中部シ ステム部長 2006年 1月 同社(現㈱)日立ソリューション ズ) 監査室部長(内部監査担 当) 2015年 6月 当社常勤監査役 2017年 6月 当社取締役(監査等委員)(現 任)	(注) 3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	片山 登喜男	1945年7月7日	1969年4月 通商産業省入省 1981年4月 外務省在シンガポール日本国大使館一等書記官 1984年6月 大臣官房企画調査官 1984年7月 資源エネルギー庁長官房原子力産業課国際原子力企画官 1986年4月 総務庁行政管理局管理官 1988年6月 通商政策局北アジア課長 1990年6月 資源エネルギー庁公益事業部業務課長 1992年7月 日本貿易振興会ロンドン・センター所長 1995年6月 大臣官房審議官(地球環境問題担当)兼通商産業研究所次長 1996年6月 退官 1996年7月 社団法人新化学発展協会専務理事 1998年4月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務次長 2001年4月 社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム専務理事 2006年4月 最高裁判所司法修習生 2008年1月 弁護士登録 2012年4月 一般財団法人生活用品振興センター顧問弁護士(現任) 2013年7月 有限会社信濃東部自動車学校監査役(現任) 2014年6月 当社取締役 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役 (監査等委員)	佐藤孝明	1960年3月2日	1982年4月	株式会社味の素中央研究所基礎研究部入社	(注)3	
			1990年4月	財団法人癌研究会癌研究所生化学部研究員		
			1995年7月	米国コロンビア大学医学部耳鼻咽喉科 / 病理学部 Tenure Assistant Professor		
			1997年5月	理化学研究所分子腫瘍学研究室主任研究員		
			1997年11月	米国コロンビア大学医学部耳鼻咽喉科 / 病理学部 Tenure Associate Professor		
			2003年7月	株式会社島津製作所分析計測事業部ライフサイエンス研究所主任研究員		
			2003年10月	米国コロンビア大学医学部病理学部 Adjunct Associate Professor		
			2004年1月	熊本大学生命資源研究・支援センター・バイオ情報分野 客員教授		
			2006年10月	株式会社島津製作所分析計測事業部ライフサイエンス研究所主幹研究員 兼 経営戦略室(次世代医療事業推進部)部長		
			2008年4月	同 基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所所長 兼 経営戦略室部長		
			2013年6月	同 フェロー(執行役員待遇)、ライフサイエンス研究所所長 兼 経営戦略室部長		
			2014年10月	同 フェロー(執行役員待遇)、基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所所長		
			2017年1月	筑波大学プレジジョン・メディスン開発研究センター長、特命教授		
2019年6月	当社取締役(監査等委員)(現任)					
2020年4月	株式会社島津製作所基盤技術研究所シニアフェロー・ライフサイエンス研究所長					
					5,000	

- (注) 1 取締役山田國夫氏、片山登喜男氏、佐藤孝明氏は、社外取締役であります。
- 2 監査等委員以外の取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から(2020年6月から)2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から(2019年6月から)2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 当社は、法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。なお、補欠の監査等委員である取締役の竹山春子氏は、社外取締役の要件を備えております。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
竹山 春子	1961年1月20日	1986年4月 (株)アドバンス入社 研究所配属 1991年1月 米国マイアミ大学海洋研究所研究員 (1992年4月から博士研究員) 1994年3月 米国マイアミ大学海洋研究所 Adjunct Assistant Professor 1994年3月 東京農工大学工学部物質生物工学科助手(1995年生命工学科へ改組) 1999年6月 東京農工大学工学部生命工学科助教授(2004年4月、部局化により大 学院共生科学技術研究院生命機能科学部門助教授) 2005年10月 同 教授 2007年4月 早稲田大学先進理工学部生命医科学科教授(現任) 2007年4月 東京農工大学工学府客員教授(現任) 2008年4月 東京農工大学・早稲田大学共同先進健康科専攻教授(併任現任) 2009年4月 早稲田大学規範科学総合研究所所長(現任) 2016年6月 当社監査役 2017年6月 同退任 当社補欠の監査等委員である取締役(現任)	

社外取締役の状況

当社では、経営の監視・監督機能を強化するため社外監査等委員として社外取締役3名を選任しております。当社は、社外取締役に、経営のモニタリング及び監査等の体制の独立性、中立性を一層高める役割を担って頂いております。本書提出日現在、社外取締役は3名であり、いずれも監査等委員であります。監査等委員である社外取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く)と定期的に意見・情報交換を行い、また、取締役会・経営会議等重要な会議への出席、内部監査部門及び会計監査人から監査の実施状況について報告を受け、且つ、意見交換を行いそれぞれ相互連携を図ることとしております。

社外取締役山田國夫氏は、(株)日立ソリューションズの監査室部長として培われた経営全般に関する知識、経験を生かしていただくため、社外取締役(監査等委員である取締役)として招聘したものであります。当社と山田國夫氏との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役片山登喜男氏は、弁護士であり、法務に関する知識、経験が深いことから適任であると考え、社外取締役(監査等委員である取締役)として招聘したものであります。当社と片山登喜男氏との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役佐藤孝明氏は、(株)島津製作所フェローであり、ライフサイエンス関連に関する知識、経験が深いことから適任であると考え、社外取締役(監査等委員である取締役)として招聘したものであります。当社と佐藤孝明氏との間には特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役の当社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査及び内部監査

・ 監査等委員会監査

監査等委員会監査は、監査等委員会が策定した監査計画に従って、業務活動の全般にわたり、取締役（監査等委員である取締役を除く）ならびにステークホルダーとの協調に努め、適法性、妥当性、有効性状況等について、取締役会、経営会議、各委員会等重要な会議への出席、重要な書類の閲覧等を通じた監査を行なっております。さらに、監査等委員会は会計監査人から監査計画、監査の実施状況等の報告を受けるとともに、監査室より内部監査の状況についても報告を受ける等、情報交換を行い会計監査人、監査室との相互連携を図ることとしております。

・ 内部監査

内部監査は、当社の業務につき、監査室（室長1名）を中心に業務の適切な運営、改善を図るとともに、財産を保全し不正過誤の予防に資することを目的として、計画的・網羅的に実施されております。内部監査の状況については、代表取締役及び監査等委員会に報告を行なうこととしております。

・ 監査等委員会の活動状況

イ 監査等委員会の開催頻度・個々の監査等委員の出席状況

当事業年度において当社は監査等委員会を原則月1回程度開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
山田 國夫	11回	11回（100%）
片山 登喜男	11回	11回（100%）
佐藤 孝明	8回（注）	7回（87.5%）
君塚 元一	3回（注）	3回（100%）

（注）佐藤孝明氏は2019年3月期に係る定時株主総会（2019年6月）で当社取締役（監査等委員）に就任し、就任後開催された監査等委員会は8回です。君塚元一氏は同定時株主総会開催日で任期満了となり、それまでに開催された監査等委員会は3回です。

ロ 監査等委員会の平均所要時間は50分程度、審議議案件数は33件であります。

八 監査等委員会の主な検討事項等

- ・ 重点監査項目等
 - 黒字化必達に向けた業務改善への取組状況
 - 内部統制システムの整備・運用状況
- ・ 会計監査人の監査の相当性
 - 監査計画と監査報酬の適切性
 - 監査の方法及び結果の相当性
 - 監査法人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制
- ・ 会計監査人再任の検討
- ・ 取締役選任の検討
- ・ 代表取締役及び取締役へのヒアリング
 - 年2回の頻度で実施
- ・ 重要会議への出席
 - 取締役会、経営会議への出席
- ・ 各部門への業務監査、ヒアリング
 - 年1回の頻度で実施
- ・ 内部監査室との連絡会の開催
 - 年1回の頻度で開催
- ・ 会計監査人との連絡会の開催
 - 4半期ごとで開催（当事業年度では7回開催）

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は三牧潔氏と柴田和彦氏であり、清友監査法人に所属しております。同監査法人は自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者1名であります。

当監査等委員会は、当社の経理部門並びに会計監査人から、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施状況

や品質等に関する情報を収集し、その結果、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認め、清友監査法人を再任することが適当であると判断いたしました。

なお、清友監査法人は当社の会計監査業務を連続して12年行っております。

(監査報酬の内容等)

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	8,100		8,100	
計	8,100		8,100	

(監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬)

該当事項はありません。

(その他重要な報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案した上定めております。

(監査等委員会による監査報酬の同意理由)

当監査等委員会は、当社の経理部門並びに会計監査人から監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積根拠資料を検証した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等

・提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	19,050	19,050				3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)						1
社外役員	8,970	8,970				3

・提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

・役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、世間水準、会社業績等を考慮のうえ、年額をもって決定することとなっております。

取締役の報酬等の額は、取締役会において年額で決定することとなっておりますが、会社の業績が著しく低下し、もしくは役員禁止条項に抵触したときには取締役会の決議により減額することがある旨を役員規則に定めております。なお監査等委員である取締役につきましては、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬の額を決定することとしております。

なお、当社の役員の報酬限度額は、2017年5月30日開催の第54回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額6,000万円以内、取締役(監査等委員)について年額2,400万円以内と決議いただいております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式を保有する場合は、資産運用の一環として原則純投資目的で株式を保有いたしますが、業務提携などによる関係強化等、純投資目的以外の目的で保有する場合があります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当するものではありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	0	1	0

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、清友監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)による連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	658,009	302,379
受取手形	1 21,977	27,392
売掛金	112,643	138,931
商品	0	0
仕掛品	5,909	-
貯蔵品	5,780	9,781
前払費用	5,455	51,563
その他	583	1,706
流動資産合計	810,360	531,754
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,492	15,491
減価償却累計額	7,492	8,160
建物(純額)	0	7,331
工具、器具及び備品	167,343	185,591
減価償却累計額	152,409	168,517
工具、器具及び備品(純額)	14,933	17,074
有形固定資産合計	14,933	24,405
無形固定資産		
特許権	578	481
ソフトウェア	0	0
ソフトウェア仮勘定	35,299	63,872
施設利用権	0	0
無形固定資産合計	35,878	64,354
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
長期前払費用	47	77,961
敷金	3,521	44,921
投資その他の資産合計	3,569	122,882
固定資産合計	54,380	211,642
資産合計	864,740	743,397
負債の部		
流動負債		
買掛金	48,161	47,462
未払金	2,893	3,214
未払費用	25,167	27,843
未払消費税等	4,928	-
未払法人税等	5,150	3,055
預り金	2,668	1,096
流動負債合計	88,969	82,672
固定負債		
退職給付引当金	6,636	7,391
固定負債合計	6,636	7,391
負債合計	95,606	90,063

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	416,219	416,219
資本剰余金		
資本準備金	443,798	443,798
資本剰余金合計	443,798	443,798
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	104,879	232,970
利益剰余金合計	104,879	232,970
自己株式	68	68
株主資本合計	755,070	626,979
新株予約権	14,063	26,354
純資産合計	769,134	653,334
負債純資産合計	864,740	743,397

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高		
売上高	360,807	361,713
売上原価		
売上原価	3 260,945	3 272,027
売上総利益	99,862	89,686
販売費及び一般管理費	1, 2 199,396	1, 2 213,003
営業損失()	99,534	123,317
営業外収益		
受取利息	2	5
受取賃貸料	4 907	4 390
その他	213	95
営業外収益合計	1,123	491
営業外費用		
株式交付費	4,096	-
新株予約権発行費	594	5,362
為替差損	212	129
営業外費用合計	4,903	5,492
経常損失()	103,314	128,317
特別利益		
固定資産売却益	5 13	5 515
特別利益合計	13	515
特別損失		
特別退職金	1,287	-
その他	0	-
特別損失合計	1,287	-
税引前当期純損失()	104,588	127,801
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等合計	290	290
当期純損失()	104,878	128,091

【売上原価明細書】

a 研究受託売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
材料費	1	128,601	41.7	125,779	39.6
労務費		122,035	39.6	117,446	37.0
経費		57,558	18.7	74,243	23.4
当期総製造費用		308,195	100.0	317,469	100.0
期首仕掛品たな卸高		807		5,909	
合 計		309,002		323,378	
期末仕掛品たな卸高	2	5,909			
他勘定振替高		52,421		56,390	
当期売上原価		250,672		266,988	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	12,916	16,607
修繕費	8,265	8,626
賃借料	18,529	23,483
研究用品費	1,791	3,289

2 他勘定振替高の主な内容は、次のとおりであります。

	前事業年度(千円)		当事業年度(千円)
貯蔵品勘定への振替	5,780	貯蔵品勘定への振替	9,871
研究開発費への振替	40,313	研究開発費への振替	40,207
労務費(ソフトウェア仮勘定)の 振替	6,326	労務費(ソフトウェア仮勘定)の振 替	6,312

(原価計算の方法)

当社の原価計算の方法は、研究受託品別の原価計算を行っております。

b 商品販売売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
期首商品たな卸高		905	9.6	0	0.0
当期商品仕入高		8,525	90.4	5,039	100.0
合 計		9,431	100.0	5,039	100.0
期末商品たな卸高		0		0	
商品評価損		841			
当期売上原価		10,272		5,039	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,400,024	1,312,574	-	1,312,574	2,485,019	2,485,019
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	316,219	316,219		316,219		
資本金から剰余金への振替	1,300,024		1,300,024	1,300,024		
準備金から剰余金への振替		1,184,995	1,184,995	-		
欠損填補			2,485,019	2,485,019	2,485,019	2,485,019
当期純損失()					104,878	104,878
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	983,804	868,775	-	868,775	2,380,140	2,380,140
当期末残高	416,219	443,798	-	443,798	104,879	104,879

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	68	227,510	67,661	295,171
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)		632,439		632,439
資本金から剰余金への振替		-		-
準備金から剰余金への振替		-		-
欠損填補		-		-
当期純損失()		104,878		104,878
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			53,597	53,597
当期変動額合計	-	527,560	53,597	473,963
当期末残高	68	755,070	14,063	769,134

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計
当期首残高	416,219	443,798	443,798	104,879	104,879
当期変動額					
当期純損失()				128,091	128,091
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					
当期変動額合計	-	-	-	128,091	128,091
当期末残高	416,219	443,798	443,798	232,970	232,970

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	68	755,070	14,063	769,134
当期変動額				
当期純損失()		128,091		128,091
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			12,290	12,290
当期変動額合計	-	128,091	12,290	115,800
当期末残高	68	626,979	26,354	653,334

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	104,588	127,801
減価償却費	12,916	18,131
退職給付引当金の増減額 (は減少)	440	754
受取利息	2	5
売上債権の増減額 (は増加)	5,815	31,702
たな卸資産の増減額 (は増加)	5,364	1,909
前払費用の増減額 (は増加)	2,659	124,021
仕入債務の増減額 (は減少)	5,646	3,489
未払費用の増減額 (は減少)	382	2,675
その他	16,442	4,815
小計	88,576	258,734
利息の受取額	2	5
法人税等の支払額	949	290
営業活動によるキャッシュ・フロー	89,524	259,018
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,437	27,209
無形固定資産の取得による支出	33,924	25,782
有形固定資産の売却による収入	13	515
敷金の差入による支出	-	42,693
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,348	95,169
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	565,039	-
新株予約権の発行による支出	594	1,442
財務活動によるキャッシュ・フロー	564,445	1,442
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	437,573	355,630
現金及び現金同等物の期首残高	220,436	658,009
現金及び現金同等物の期末残高	1 658,009	1 302,379

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
償却原価法
その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。
商品...移動平均法 貯蔵品...最終仕入原価法 仕掛品...個別法
- 3 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
建物...定額法(建物附属設備は定率法。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。)
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 6～15年
工具、器具及び備品...定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 2～15年
(2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量(有効期限3年)に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
また、特許権については、社内における利用可能期間(8年)に基づく定額法によっております。
(3) 長期前払費用
定額法
- 4 繰延資産の処理方法
株式交付費及び新株予約権発行費
支出時に全額費用処理しております。
- 5 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
営業債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。ただし、当社は賞与支給見込額を未払費用として計上しております。
(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職金要支給額を退職給付債務として計上しております。
- 6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、且つ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資を計上しております。
- 7 その他財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1)概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1)概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「前払費用の増減額」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた19,101千円は、「前払費用の増減額」2,659千円、「その他」16,442千円として組み替えておりません。

(貸借対照表関係)

- 1 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決裁処理しております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	1,225千円	千円

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与諸手当等	58,347千円	54,580千円
役員報酬	28,537	28,020
賃借料	5,065	5,115
研究開発費	54,526	51,317

なお、このうち販売費の割合は概ね16%であります。

- 2 前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年4月1日)

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、54,526千円であります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、51,317千円であります。

- 3 たな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上原価	841千円	千円

- 4 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取賃貸料	907千円	390千円

- 5 有形固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	13千円	515千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,237,700	852,000		5,089,700

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の新株予約権の権利行使による増加 852,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	94			94

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
新株予約権(2014年12月8日発行)	普通株式	852,000		852,000		
新株予約権(2017年11月21日発行)	普通株式	42,000		5,500	36,500	12,875
新株予約権(2019年1月8日発行)	普通株式		42,000	1,500	40,500	1,188
合計		894,000	42,000	859,000	77,000	14,063

(注) 1 目的となる株式の数は、新株予約権の権利が行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 2014年新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,089,700			5,089,700

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	94			94

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
新株予約権(2017年11月21日発行)	普通株式	36,500		2,500	34,000	16,932
新株予約権(2019年1月8日発行)	普通株式	40,500		3,000	37,500	5,502
新株予約権(2020年3月6日発行)	普通株式		700,000		700,000	3,920
合計		77,000	700,000	5,500	771,500	26,354

(注) 1 目的となる株式の数は、新株予約権の権利が行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 2020年新株予約権の増加は、行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金期末残高	658,009千円	302,379千円
現金及び現金同等物	658,009	302,379

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	658,009	658,009	
(2) 受取手形及び売掛金	134,621	134,621	
(3) 買掛金	(48,161)	(48,161)	

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	302,379	302,379	
(2) 受取手形及び売掛金	166,324	166,324	
(3) 買掛金	(47,462)	(47,462)	

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

前事業年度

その他有価証券(2019年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	0	0	
合計	0	0	

当事業年度

その他有価証券(2020年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	0	0	
合計	0	0	

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	6,196	6,636
退職給付費用	1,537	1,354
退職給付の支払額	1,097	600
退職給付引当金の期末残高	6,636	7,391

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	6,636	7,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,636	7,391
退職給付引当金	6,636	7,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,636	7,391

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度1,537千円 当事業年度1,354千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
売上原価	6,552千円	5,658千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	3,154千円	2,712千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2017年10月31日	2018年12月18日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員30名	当社従業員31名
株式の種類及び付与数	普通株式 42,000株	普通株式 42,000株
付与日	2017年11月21日	2019年1月8日
権利確定条件	権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。	権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。
対象勤務期間	2017年11月21日～2019年10月31日	2019年1月8日～2020年11月30日
権利行使期間	2019年11月1日～2021年10月31日	2020年12月1日～2022年11月30日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2017年10月31日	2018年12月18日
権利確定前(株)		
前事業年度末	36,500	40,500
付与		
失効	2,500	3,000
権利確定	34,000	
未確定残		37,500
権利確定後(株)		
前事業年度末		
権利確定	34,000	
権利行使		
失効		
未行使残	34,000	

単価情報

決議年月日	2017年10月31日	2018年12月18日
権利行使価格(円)	1,428	758
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	498	225

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,488千円	846千円
未払賞与	5,363	5,052
投資有価証券評価損	27,558	27,558
減損損失	22,710	22,710
繰越欠損金 (注)	356,901	347,405
その他	7,927	11,577
繰延税金資産 小計	421,949	415,150
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	356,901	347,405
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	65,048	67,745
評価性引当額小計	421,949	415,150
繰延税金資産合計		
繰延税金負債		
その他		
繰延税金負債 小計		
繰延税金負債 合計		
繰延税金資産の純額		

注 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別金額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	45,787	50,509	42,035	13,140	35,579	169,848	356,901
評価性引当額	45,787	50,509	42,035	13,140	35,579	169,848	356,901
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	50,509	42,035	13,140	35,579	59,995	146,144	347,405
評価性引当額	50,509	42,035	13,140	35,579	59,995	146,144	347,405
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、賃貸事務所の不動産賃貸契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該契約に伴う敷金及び保証金が資産に計上されていることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、受託解析及び関連技術の開発を行う「研究受託事業」とRNAチェックの技術を利用した診断サービスの開発や販売を行う「診断事業」を主な事業の内容としており、この事業区分ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業区分を基礎としたセグメントから構成されており、「研究受託事業」及び「診断事業」の2つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額(注)1	合計 (注)2
	研究受託	診断	計		
売上高					
外部顧客への売上高	315,062	45,745	360,807		360,807
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	315,062	45,745	360,807		360,807
セグメント利益又はセグメント損失()	32,249	49,778	17,528	82,005	99,534
セグメント資産	144,353	17,307	161,661	703,079	864,740
セグメント負債	38,411	8,543	49,955	48,650	95,606
その他の項目					
減価償却費	6,262	3,388	9,651	3,867	13,518
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,310	794	2,104	36,200	38,304

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 82,005千円は、全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

セグメント資産の調整額703,079千円は、全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

セグメント負債の調整額48,650千円は、全社負債であり、主に報告セグメントに帰属しない本社の未払費用等であります。

減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない建物等の減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに帰属しないソフトウェア仮勘定等あります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額(注)1	合計(注)2
	研究受託	診断	計		
売上高					
外部顧客への売上高	286,139	75,573	361,713		361,713
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	286,139	75,573	361,713		361,713
セグメント利益又はセグメント 損失()	2,258	38,134	35,876	87,440	123,317
セグメント資産	177,885	78,217	256,102	487,294	743,397
セグメント負債	32,438	8,096	40,534	49,529	90,063
その他の項目					
減価償却費	13,564	8,927	22,491	8,739	31,230
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	40,380	26,953	67,333	81,625	148,959

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 87,440千円は、全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

セグメント資産の調整額487,294千円は、全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

セグメント負債の調整額49,529千円は、全社負債であり、主に報告セグメントに帰属しない本社の未払費用等であります。

減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない建物等の減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに帰属しないソフトウェア仮勘定等あります。

減価償却費には、長期前払費用に係る償却費が含まれております。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
田辺三菱製薬(株)	37,006	研究受託事業

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
田辺三菱製薬(株)	38,513	研究受託事業
岩井化学薬品(株)	36,628	研究受託事業
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	51,442	診断事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

提出会社と関連当事者の取引

親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	㈱エンブラ ス	埼玉県川 口市	8,080,454	エンジニア リングプラ スチック及 びその複合 材料による 各種製品の 製造及び加 工	(被所有) 直接16.66	資本・業 務提携	不動産賃借	21,922	前払費用	1,973
							敷金及び保 証金の差入		敷金及び 保証金	3,121
							設備賃貸	907	未収入金	53
							新株予約権 の行使 (注)3	569,136		
その他の関 係会社の子 会社	㈱シingle セルテ クノロ ジー	東京都千 代田区	10,000	エンジニア リングプラ スチック製 品の販売、 開発、情報 収集及び マーケティ ング	なし	研究受託	研究受託	31,800	売掛金	2,862

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

敷金、賃借及び賃貸等の対価につきましては一般的取引と同様に決定しております。

3. 当事業年度の新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

提出会社と関連当事者の取引

親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	㈱エンブラ ス	埼玉県川 口市	8,080,454	エンジニア リングプラ スチック及 びその複合 材料による 各種製品の 製造及び加 工	(被所有) 直接16.66	資本・業 務提携	設備賃貸	390	未収入金	54
							設備購入	9,368		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

設備の賃貸及び購入の対価につきましては一般的取引と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり当期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	148.36 円	123.19円
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	769,134	653,334
純資産の部から控除する金額 (千円)	14,063	26,354
(うち新株予約権) (千円)	(14,063)	(26,354)
普通株式に係る純資産額 (千円)	755,070	626,979
普通株式の発行済株式数 (株)	5,089,700	5,089,700
普通株式の自己株式数 (株)	94	94
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	5,089,606	5,089,606

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
(2) 1株当たり当期純損失 (算定上の基礎)	23.42 円	25.17 円
損益計算書上の当期純損失 (千円)	104,878	128,091
普通株式に係る当期純損失 (千円)	104,878	128,091
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,478,033	5,089,606

(注) 前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株主が存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 行使価額修正条項付新株予約権行使による増資

当期終了後、当社が2020年2月19日開催の取締役会決議に基づき発行した行使価額修正条項付第4回新株予約権の権利行使が行われております。

2020年4月1日から2020年6月10日までの間に新株予約権は全て行使されております。当該権利行使の概要は以下の通りです。

- (1)行使された新株予約権の個数：7,000個
- (2)発行した株式の種類及び株式数：普通株式 700,000株
- (3)資本金増加額：226,219千円
- (4)資本準備金増加額：226,219千円

以上により、発行済株式総数は700,000株、資本金及び資本準備金はそれぞれ226,219千円増加し、2020年6月10日現在の発行済株式総数は5,789,700株、資本金は642,439千円、資本準備金は670,018千円となっております。

2. 株式会社エンプラスとの資本業務提携解消について

当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、株式会社エンプラスとの資本業務提携を解消することを決定いたしました。主な理由として、本資本業務提携の成果を活用して研究受託事業のメニューの拡充及び診断事業におけるEGFRリキッド薬承認申請等を実施済みであって、本資本業務提携が一定の成果を得たとの認識に至ったこと、この成果をもって診断事業の拡充に注力するなど当社独自の成長戦略を推進してゆくことが望ましいとの判断に至ったためであります。なお、これに伴い当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれます。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	7,492	7,999		15,491	8,160	667	7,331
工具、器具及び備品	167,343	19,508	1,260	185,591	168,517	17,367	17,074
有形固定資産計	174,835	27,507	1,260	201,083	176,677	18,035	24,405
無形固定資産							
特許権	771			771	289	96	481
ソフトウェア	2,737			2,737	2,737		0
ソフトウェア仮勘定	35,299	28,572		63,872			63,872
施設利用権	0			0			0
無形固定資産計	38,808	28,572		67,381	3,026	96	64,354
長期前払費用	47	92,830	14,917	77,961			77,961

(注) 1 . 当期増減額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物の増加	研究施設の増床に伴う電気設備等の買取り
工具、器具及び備品の増加	研究開発用資産の購入
ソフトウェア仮勘定の増加	自社利用目的ソフトウェアの開発
長期前払費用の増加	研究施設及び事務所の2020年1月1日から2022年12月31日までの賃借料(3年分)を前払いしたことによる増加
長期前払費用の減少	研究施設及び事務所の賃借料(前払)について当事業年度に対応する分を費用に振替えたことによる減少

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

貸倒引当金の当期増減及び残高はありませんので記載を省略しております。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の当期増減及び残高はありませんので記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	204
普通預金	302,174
合計	302,379

受取手形

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
岩井化学薬品(株)	16,641
(株)池田理化	2,942
東和科学(株)	1,960
高信化学(株)	1,828
正晃(株)	1,287
その他	2,732
合計	27,392

ロ 期日別明細

期日	金額(千円)
2020年4月 満期	2,851
2020年5月 満期	4,854
2020年6月 満期	19,156
2020年7月 満期	530
合計	27,392

売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター	39,939
特定非営利活動法人日本がん臨床試験推進機構	21,985
田辺三菱製薬(株)	16,929
理科研(株)	10,021
岩井化学薬品(株)	8,290
その他	41,765
合計	138,931

□ 滞留状況

期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
112,643	394,456	368,168	138,931	72.6	116.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
マイクロアレイ及び試薬	0
合計	0

貯蔵品

区分	金額(千円)
研究用消耗品	9,781
合計	9,781

前払費用

相手先	金額(千円)
(株)第一ビルディング(研究施設及び事務所の賃借料)	44,549
その他	7,014
合計	51,563

長期前払費用

相手先	金額(千円)
(株)第一ビルディング(研究施設及び事務所の賃借料)	77,961
その他	0
合計	77,961

敷金

相手先	金額(千円)
(株)第一ビルディング(研究施設及び事務所の敷金)	65,025
資産除去債務	3,119
減損損失	16,984
合計	44,921

買掛金

相手先	金額(千円)
理科研(株)	18,850
(株)高長	13,454
Novogene	3,846
(株)薬研社	3,727
(株)テクノスルガ・ラボ	2,652
その他	4,930
合計	47,462

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	49,435	131,673	188,051	361,713
税引前 四半期(当期)純損失金額() (千円)	61,419	93,754	151,296	127,801
四半期(当期)純損失金額() (千円)	61,492	93,899	151,513	128,091
1株当たり 四半期(当期)純損失金額() (円)	12.08	18.45	29.77	25.17

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額() (円)	12.08	6.37	11.32	4.60

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告は、当社のホームページに掲載しております。 (ホームページアドレス http://www.dna-chip.co.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 単元未満株主の権利の制限

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第20期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月21日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月21日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第21期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月2日関東財務局長に提出。

第21期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月8日関東財務局長に提出。

第21期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月7日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年6月24日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類(組込方式)

第三者割当による新株予約権の発行。

2020年2月19日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月23日

株式会社DNAチップ研究所
取締役会 御中

清友監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三 牧 潔

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴 田 和 彦

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社DNAチップ研究所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社DNAチップ研究所の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に、行使価額修正条項付新株予約権の行使による増資に関する事項が記載されている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続

を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社DNAチップ研究所の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社DNAチップ研究所が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。